

2023 年 4 月 24 日

報道関係者各位

株式会社東急コミュニティー

**マンション管理適正評価制度・マンション管理計画認定制度から1年
管理適正評価制度で 349 件/管理計画認定制度で 2 件認定
良質な社会的ストックの創出を目指し評価軸に即した良質な管理を追求**

2022年4月に「マンション管理適正評価制度」および「マンション管理計画認定制度」がスタートし、1年が経過しました。株式会社東急コミュニティー（本社：東京都世田谷区、社長：木村 昌平）は、両制度普及促進を目指し管理組合へ積極的に働きかけを行い、昨年度マンション管理適正評価制度で349件、マンション管理計画認定制度で2件の登録を受けましたので、お知らせいたします。

■ 背景と制度内容について

マンションの建物・居住者・働き手の「3つの老い」は社会問題となっています。マンションが管理不全に陥ると、影響はマンション居住者にとどまらず、近隣地域に及ぶ場合もあります。こうした問題に対処するためマンションの管理状態・組合の運営状態を評価し、その結果を公開（管理の見える化）することにより、良質な管理が市場に評価される仕組み「マンション管理適正評価制度」及び「マンション管理計画認定制度」がスタートしました。



■ 制度への当社認識

両制度の審査対象は審査時点のマンションの管理・運営状況にとどまらず、管理規約等の整備状況や組合会計の収支状況、長く住まい続けることを前提とした長期修繕計画の整備状況等、多岐にわたります。お客様にとっては制度利用をきっかけにマンションの管理状況を客観的に把握できるほか、マンションの良好な管理状態が売買賃貸の市場価格に反映される、住宅ローンの金利引き下げや税制減免制度が受けられる※等、メリットがある制度です。

※管理計画認定制度に限る

管理会社としては、制度対応により管理組合ごとの課題が明確になり改善提案が行いやすくなる、課題対応の継続により良好な管理状態を長期的にサポートできるなど、制度の普及推進がお客様の資産価値向上につながる機会となると捉えています。

■ 両制度の違い

制度	運営	審査項目	判定	有効期間
マンション管理 適正評価制度	マンション 管理業協会	30項目 ・管理体制 ・管理組合収支 ・建築・設備 ・耐震診断 ・生活関連	6段階評価	1年間
マンション管理 計画認定制度	地方公共団体	16項目 + α ・管理組合運営 ・管理規約 ・管理組合の経理 ・長期修繕計画 ・その他	認定 ○×	5年間

マンション管理適正評価制度 http://www.kanrikyo.or.jp/evaluation/file/pamphlet_202201.pdf

マンション管理計画認定制度 <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001425604.pdf>

■ 東急コミュニティーについて

当社は1970年の創業以来、良質な社会的ストックの形成に貢献することを使命に、お客様に価値を提供し続けてまいりました。両制度の導入は、不動産管理の重要性とその社会課題を改めて社会に認識いただく貴重な機会です。今後も当社は、両制度の普及促進に取り組みつつ、お客様の期待にお応えしてまいります。